

平成 20 年度上半期姫路地区建築等行政連絡協議会次第

日時：平成 20 年 6 月 18 日（水）13：30～

場所：姫路市役所北別館 4 階 402 会議室

1. 開催あいさつ

姫路市都市局計画部まちづくり指導課 課長 生駒 眞一郎

2. 連絡報告事項

- (1) 中播磨県民局
 - 建築士法の改正について
 - 建設業法の改正について
- (2) 姫路市
 - ①都市局計画部都市計画課
 - 第 6 回線引き見直しについて
 - 防火地域・準防火地域の見直しについて
 - ② " まちづくり指導課
 - 景観計画（景観ガイドライン）について
 - 景観遺産登録等について
 - 福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正について
 - ③ " 開発指導課
 - 担当者等の変更について
 - ④ " 建築指導課
 - 担当者等の変更について
- (3) 社団法人 兵庫県建築設計事務所協会姫路支部^士
 - 管理建築士の資格取得について
- (4) 社団法人 兵庫県宅地建物取引業協会姫路支部
 - 「犯罪収益移転防止法」について
- (5) 社団法人 兵庫県建設業協会姫路支部
- (6) 社団法人 兵庫県建築士会姫路支部
- (7) 社団法人 全日本不動産協会姫路支部

3. 情報交換・その他

※平成 20 年 7 月 1 日より、姫路市の「まちづくり指導課」の業務は、「都市計画課」に移管されます

4. 次回会議予定 担当：社団法人 兵庫県宅地建物取引業協会姫路支部

日時：平成 21 年 1 月 日

場所：

5. 閉 会

建築士法等の一部を改正する法律案について

建築士の資質・能力の向上、高度な専門能力を有する建築士の育成・活用、設計・工事監理業務の適正化、建設工事の施工の適正化等を図り、

耐震偽装事件により失われた
建築物の安全性及び建築士制度に対する国民の信頼を回復

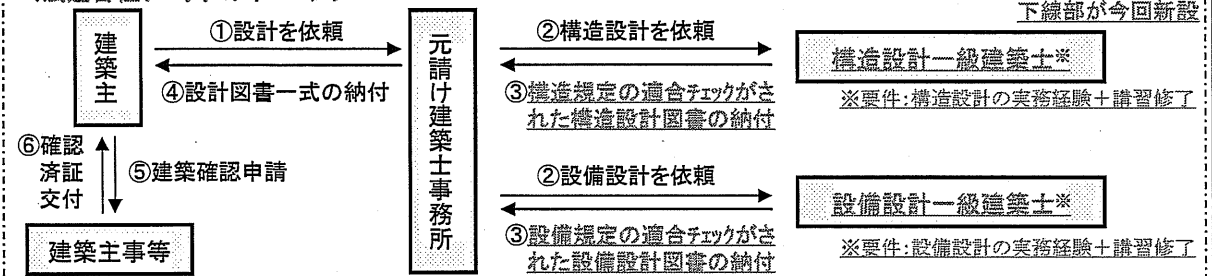
1. 建築士の資質、能力の向上

- ◆ 建築士に対する定期講習の受講義務付け(講習の実施にあたり、講習機関の登録制度を創設)
- ◆ 建築士試験の受験資格の見直し(学歴要件、実務経験要件の適正化)

2. 高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化

- ◆ 一定の建築物について、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士による法適合チェックの義務付け
(法適合チェックがされていない場合の確認申請書の受理禁止等【建築基準法の改正】)

<法適合性チェックのイメージ>



- ◆ 小規模木造住宅等に係る構造関係規定の審査省略見直し(専門能力を有する建築士が設計した場合のみ省略)

3. 設計・工事監理業務の適正化、消費者への情報開示

- ◆ 建築士事務所を管理する管理建築士の要件強化(実務経験等の要件付加)
- ◆ 設計・工事監理契約締結前に管理建築士等による重要事項説明及び書面交付の義務付け
(工事監理の方法、報酬額、設計又は工事監理を担当する建築士の氏名等)
- ◆ 分譲マンションなど発注者とエンドユーザーが異なる一定の建築設計等について、一括再委託を全面的に禁止
- ◆ 建築士名簿の閲覧、顔写真入り携帯用免許証の交付
(建築士、建築士事務所の登録・閲覧事務の実施にあたり、指定登録法人制度を創設)

4. 団体による自律的な監督体制の確立

- ◆ 建築士事務所協会等の法定化及び協会による苦情解決業務の実施等
- ◆ 建築士会、建築士事務所協会等による建築士等に対する研修の実施

5. 建設工事の施工の適正化【建設業法の改正】

- ◆ 分譲マンションなど発注者とエンドユーザーが異なる一定の工事について、一括下請負を全面的に禁止
- ◆ 資格者証の交付等を受けた監理技術者の配置を要する場合を学校・病院等の重要な民間工事に拡大
(現在は公共工事のみ)

管理建築士の資格取得講習について

平成 20 年 6 月 12 日
財団法人建築技術教育普及センター

平成 18 年 12 月 20 日に公布された新建築士法では、建築士事務所を管理する建築士（以下「管理建築士」という。）の資格取得制度が創設されました。

管理建築士の資格を取得するには、建築士として 3 年以上の設計その他の国土交通省令で定める業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う管理建築士講習の課程を修了することとされており、新建築士法の施行前においてもその実施が認められている（いわゆる「みなし講習」）ところです。なお、既に管理建築士として業務に従事されている方々も、新建築士法施行日から起算して 3 年を経過する日までに、管理建築士講習の課程を修了することとされております。

（新建築士法の施行は平成 20 年 11 月 28 日の予定）

当センターは、管理建築士の資格取得を目指されている方々や、既に管理建築士として業務に従事している方々に対し、国土交通省に設置されている社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会において、平成 19 年 12 月に取りまとめられた内容に従って「管理建築士資格取得講習」を実施いたします。

なお、本講習が、管理建築士の資格取得のための講習（いわゆる「みなし講習」）として国から認められるためには、今後制定される講習内容等について定められた法令の基準に合致する必要があることから、ご案内の講習実施方法等を変更する場合があります。

また、講習の詳細につきましては、法令等により講習内容等が明らかとなった時点であらためてご案内することといたします。

【インターネットホームページで、制度案内、講習に関する情報を提供しています。 <http://www.jaeic.jp/>】

※注 以下は全て上記の法施行前に実施するいわゆる「みなし講習」に関する内容です。

1. 講習の構成

講習は、講義と修了考査により構成し、1 日で実施します。

2. 受講申込書の配布

- (1) 配布期間 平成 20 年 6 月 26 日(木)～7 月 18 日(金)の予定です。
※講習会場の定員に余裕がある場合は、対象の都道府県で、平成 20 年 9 月 1 日(月)から 9 月 26 日(金)まで追加で受講申込書を配布する予定です。
- (2) 配布場所 各都道府県建築士事務所協会で配布する予定です。
- (3) 配布価格 無料

3. 受講申込書の受付

- (1) 受付方法 講習開催地を管轄する各都道府県建築士事務所協会で受付ける予定です。
- (2) 受付期間 平成 20 年 7 月 1 日(火)～7 月 18 日(金)の予定です。
※講習会場の定員に余裕がある場合は、対象の都道府県で、平成 20 年 9 月 16 日(火)から 9 月 26 日(金)まで追加で受講申込書の受付を実施する予定です。

4. 受講資格

建築士として 3 年以上の設計その他の国土交通省令で定める業務に従事した者。

5. 受講手数料（テキスト代を含む）

15,750 円（消費税 750 円を含む）

6. 講習の実施

- (1) 講習は、平成 20 年 8 月下旬から 11 月末まで順次全国 47 都道府県毎に実施する予定です。
- (2) 講習の受付は申込受付順とし、定員になりしだい受付を終了します。
※各日程で受講希望者が集中した場合は、希望する講習日・講習会場で受講できない場合があります。
※各都道府県の講習日・講習会場が決まりしだい、当センターのホームページでお知らせします。
- (3) 講習時間（休憩・昼食時間を除く）
・講義：5 時間（予定） ・修了考査：1 時間（予定）

7. 講習修了者の発表

受講月の翌月末頃（但し、8 月に受講された方は 10 月末頃発表の予定です）

姫路会場 2 回実施
姫路商工会議所
10月8日(水)
11月6日(木)